

# 令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	3		府省庁名	文化庁			
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">固定資産税</span> 事業所税 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">その他（都市計画税等）</span>						
要望項目名	民間の法人が所有する文化施設に係る土地建物の課税の在り方の見直し						
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 民間の法人が所有する文化施設（博物館、劇場・音楽堂）に係る土地建物</p> <p>・ 特例措置の内容 文化芸術のより一層の振興を図るため、民間の法人が所有する文化施設に係る固定資産税等について、課税の在り方についての見直しが必要。</p>						
関係条文	地方税法附則第15条第24項						
減収見込額	[初年度]	—	(—)	[平年度]	—	(—)	（単位：百万円）
要望理由	<p>(1) 政策目的 民の力を活用した文化発信を支える基盤である文化施設の充実を図ることにより、国民の文化に触れる機会が充実し、心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与する。</p> <p>(2) 施策の必要性 文化施設は文化芸術に関する作品等の収集、保管、展示、教育普及の場としてや芸術家等の文化芸術活動の場としてなど、文化芸術の基盤的な役割を担っている。 文化施設の大半は国公立や公益法人立であるが、株式会社等の民間の法人が設置・所有する施設も存在する。 新たな経済環境における文化振興の在り方、文化発信を支える基盤の整備・充実が求められており、その一翼を担っている民間の法人が所有する文化施設に対する支援のあり方についても見直しが求められている。</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2020～危機の克服、そして新しい未来へ～（令和2年7月17日閣議決定） 第3章 「新たな日常」の実現 2. 「新たな日常」が実現される地方創生 (2) 地域の躍動につながる産業・社会の活性化 ①観光の活性化 各国との人的交流回復までの時間を活用して、空港やC I Qなど入口の整備、多言語表記などストレスフリーで観光できる環境整備、スノーリゾート整備や文化施設（※）・国立公園などの観光資源としての更なる活用等、新たなコンテンツづくりに取り組む。 (※) 国立劇場の再整備に向けた検討や、博物館・美術館等の文化施設の機能強化を含む。</p> <p>○成長戦略フォローアップ（令和2年7月17日閣議決定） 6. 個別分野の取組 ix) 観光・スポーツ・文化芸術 ③文化芸術資源を活用した経済活性化 イ) 文化芸術資源を核とした地域活性化 ・博物館と持続可能な開発目標の関係を出した国際博物館会議京都大会 2019 のレガシーを活かした国際交流の促進や、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（2020年5月1日施行）等を活用し、文化資源の魅力向上とともに、文化施設の機能強化や地域が一体となった文化観光の推進等を図る。</p>						

本要望に 対応する 縮減案	
---------------------	--

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 1 2 文化芸術の振興 施策目標 1 2-1 文化芸術の創造・発展・継承と豊かな文化芸術教育の充実 施策目標 1 2-4 文化芸術を推進するプラットフォームの形成
	政策の達成目標	国民の文化に触れる機会が充実し、心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久的措置
	同上の期間中の達成目標	国民の文化に触れる機会が充実し、心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与する。
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	国民の文化に触れる機会が充実し、心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与する。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	○劇場・音楽堂等機能強化推進事業（令和2年度予算額 2,431百万円） ○博物館クラスター推進事業（令和2年度予算額 1,490百万円） ○文化財・博物館等のインバウンド対応（令和2年度予算額 1,847百万円）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記予算は、事業支援やバリアフリー化、インバウンド整備に対し予算措置をするものであり、本予算と税制優遇を併せて行うことで文化芸術の一層の振興を図ることが可能となる。
	要望の措置の妥当性	本施策は、民間の法人が所有する文化施設に対する税制上の在り方の見直しを行い、民間の法人が所有する文化施設の維持を支援しようとするものである。こうした取り組みにより、新たな経済環境における文化芸術活動を盛んなものとし、国民の文化に触れる機会の充実を図ろうとするものである。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—